

[別紙1]

鳥取県小規模発電設備等導入推進補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (令和4年7月29日(金)まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更(以下の場合)・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。
○補助金の増額を伴う変更
○間接補助事業の制度の変更に伴う変更
○補助金の4割を超える減額
○間接補助事業の間における、補助対象経費の流用

4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは: 事業実施期間の終期をもって完了とする。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

6. 補助金の支払い

※補助金額確定の通知後、各市町村の債権者コードにより支払いを行う。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部・脱炭素社会推進課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7895
datsutanso@pref.tottori.lg.jp